

# 平成22年第20回葛巻町議会定例会会議録（第5号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成22年3月10日

## 【開会】

### 【議案第8号～議案第21号審査】

日程第1	議案第8号	平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）	1
日程第2	議案第9号	平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	14
日程第3	議案第10号	平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	17
日程第4	議案第11号	平成21年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）	18
日程第5	議案第12号	平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	18
日程第6	議案第13号	平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第2号）	18
日程第7	議案第14号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正す る条例	19
日程第8	議案第15号	町立保育所条例の一部を改正する条例	23
日程第9	議案第16号	葛巻町職員定数条例の一部を改正する条例	23
日程第10	議案第17号	葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例	25
日程第11	議案第18号	農業体験交流施設条例	27
日程第12	議案第19号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	32

日程第13 議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 32

日程第14 議案第21号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 34

平成22年第20回葛巻町議会定例会会議録 第5号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成22年2月10日(水)					
招集年月日	平成22年3月4日(木)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成22年3月4日～平成22年3月12日 9日間					
会議の月日	平成22年3月10日(水) 開会10時00分 閉会13時00分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡 例) ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	3 番	姉帯 春治		6 番	橋場 清廣	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 淵 文 雄
	副 町 長	觸 澤 義 美	教育委員会教育次長	近 藤 勝 義
	教 育 長	村 木 登	病院事務局長	鳩 岡 修
	監 査 委 員		農業委員会事務局長	遠 藤 彰 範
	総務企画課長	村 上 久 男	総務企画課総務室長	村 中 英 治
	住民会計課長	入 月 俊 昭	総務企画課総合政策室長	佐 藤 義 房
	健康福祉課長	野 頭 諭	総務企画課財政係長	大久保 栄 作
農林環境エネルギー課長	荒 谷 重			

( 開会時刻 10時00分 )

委員長 ( 高宮一明君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

議事の進行上、各委員および当局にお願いします。質問する委員は、質問する箇所のページを示して簡潔にお願いします。なお、質問事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いいたします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

最初に日程第1、議案第8号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず10ページの特別交付税についてお伺いをいたしたいと思います。

説明では12月の確定というふうなことで、今回75,318,000円の補正増というふうな形になっております。特別交付税の部分については12月と3月に交付されるというふうなことになっているわけですが、特殊事情等が加味されるというふうな交付税でございます。20年度の決算では294,569,000円ほどの実績がございます。12月の特別交付税については、この3分の1以内とされているようでございますけれども、そうしますと3月の交付税はいつぐらいに確定するのか。それからまた、何か特殊事情みたいなものがあるかどうか、その点について第1回目にお伺いをいたしたいと思います。

2点目といたしましては、ページは17ページでございますが、地域情報化の基盤整備事業に関わるものでございます。特に議会の報告会などで、地域に出かけていったような部分ですね、非常に要望が強かったものとして、屋外スピーカーが一通りは整備になったものの、聞こえないという地区が多々あるというふうな苦情が非常に多かった感じがしております。この工事の中に、基盤整備事業の中にこういったような追加での屋外スピーカーを取り付けるような工事費が含まれているのか、その点について、まず1回目にお伺いいたします。

委員長 ( 高宮一明君 )

総務企画課長。

総務企画課長 ( 村上久男君 )

まず特別交付税についてお答えをいたしますが、今年度12月算定交付額が決定いたしました。合計額で205,318,000円というふうなことで、特別事情等の内容によるものでございますが、前年度比較いたしまして8,309,000円ほどの増となっているところで

ございます。最終的に特別交付税につきましては、国の予算6パーセントほどの範囲内ということになっておりますので、最近、先週でしたか、チリ地震が発生しました。そういうふうな災害等による影響等がどの程度になりますか、大きな災害等があった地域には重点的に配分されるものでございますので、まず3月算定につきましては、それら国の予算の範囲内で決定されるものと思っておりますが、今のところ12月算定まででは、交付額では増となっているというふうな内容のものでございます。なお、3月交付の特別交付税につきましては、3月18日に確定する予定となっているものでございます。

それから、もう1つの屋外放送の難聴といいますか、防災無線の、メロディチャイムを含めての屋外放送設備に関する、その難聴地域が非常にあるというふうなことの町民からの要望があったというふうなことでございますが、私たちも町政懇談会等を通じながら、そういうお話等を町民から伺っているところでございます。今回の補正した内容につきましても、2台から3台程度の屋外告知放送は従来設備しているものはできるのかなど、その手の予算につきましては予算を確保したつもりですが、あと、その後入札残金等も見ながら、その設置につきましては検討していきたいと思っておりますが、まず大きく聞こえないというふうな範囲のエリアについて重点的にといいますか、これは整備しなければならないなど思っているところでございます。

それから、今回光ファイバー網が各家庭に整備されます。それで、やはり地域によっては集落戸数が少ない、あるいは場所によって何軒かある、数軒あるところについて聞こえにくいというふうなお話等もいただいております。光ファイバー網の整備によりまして、基本的には各家庭内でも放送設備を備える、準備することができる内容となるものでございます。この光ファイバー網を活用しまして、その辺のエリアにつきましても、聞こえないような場所等につきましても、なんとか対策を講じていきたいなど、22年度光ファイバー網の配線整備と併せまして検討していきたいなどというふうに思っているところでございます。

#### 委員長（高宮一明君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

特別交付税の関係ですが、今回の75,318,000円の、いわゆる特交では、併せまして予算化されたのは205,318,000円ですから、3分の1は12月の分で、以内とされているわけですから、この分は多分確実に確保されるというふうに私は、逆に言えば、逆算すれば21億円か22億円になるのかなどは思っております。特殊事情はまだ分からないわけですが、3月18日確定するというふうな話でございますが、昨年度は294,000,000円というふうな形での決算を見ております。この辺あたりは伸びれば、この厳しい財政の中でも有効活用が図られるものですが、20年度決算との関わりはまだ確定していないとはいえ、大体心積もりではどのような形でいるのでしょうか。

それから、地域情報基盤の整備事業についてはスピーカー、プラス集落が少ない部分

については、各戸に対応したいというふうな今の答弁の中身でございます。これは完成した暁には、やはり町から、あるいは地区から流れる、いろいろな情報ニュース等については等しく各家庭にまんべんなく伝わるようなシステムを、ぜひこの際検討していただきたい。そしてまた、各自治会等からもいろいろな情報は寄せられているかとは思いますが、そういったような面には十分意を尽くしていただきたいなど、このように思っております。

次に臨時交付金、ページは11ページでございますが、臨時交付金の使途に当たってですね、まずは事業選定をどのような形で進めたかというふうなことでございますが、今回ここに載っているものとしては、新規としてはきめ細かな臨時交付金125,000,000円、それから公共投資の臨時交付金でも227,000,000円ほどになって、それからさらに、今回の補正では減額はなっておりますけれども、経済危機の対策臨時交付金で1,700,000円ほどの減額にはなっておりますけれども、これらの3つの総計をたしますと、10億円以上の臨時交付金が町にきているわけでございますので、こういったようなもの、何か事業選定については、町とすれば基本方針とか実施計画を進めて、こういったような事業選定になったのか、まずその点についてお伺いをいたしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今年度経済対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、それから地域情報通信基盤整備推進交付金、きめ細かな臨時交付金とあるわけでございますが、この対策につきましては文字どおり1つ目は経済対策、2つ目の公共投資の臨時交付金につきましては、あくまでも補助事業の裏財源に充当されるものでございまして、ひとつには情報通信設備に係ります補助裏の財源として対象になるものと、学校、屋内体育館の整備に係ります国庫補助金の裏財源として交付されるものでございます。

それから、経済対策の臨時交付金につきましては、どちらかといいますと、これは目的がありまして、やはり安全、安心なまちづくりというふうな観点等を含めての内容の交付金になっておりますし、きめ細かな臨時交付金につきましては、きめ細かな町のインフラ整備というふうなことが目的となっているものでございます。これまで、これら交付金の目的に併せました形で、各課等から事業等を取りまとめながら、予算配分をしたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

特別交付税につきましては、3月算定、ある程度つかみといいますか、国の予算の範囲内というふうなことになっているわけでございますが、この予算につきましては、どちらかといえば最初から21年度事業の中で、ある程度予想してこの事業に充てようというものではなくて、確定したあとに、どのような形で予算充当していくかというふうなことになるものでございますので、確定後に決定したいなど、方針を決めたいなどというふうに思っているところでございます。

**委員長（高宮一明君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

臨時交付金の関係でございますが、この臨時交付金につきましては、この臨時が付いただけで交付金の中身が大分違うというようなことは皆さんもご承知のことと思います。その臨時交付金、いわゆる各市町村に国からは湯水の如く交付されているのが現状なわけです。こういったような部分で、各市町村にとっては大変ありがたい臨時交付金なわけですが、それをまた逆に返してみますと、それが全部税金で賄われているというようなことも、また考えなければならない。そうしますと、全部国の借金でやっているわけですから、そういったような部分では、また1人当たりの国民の借金も増えていくというようなのも、こういったような臨時交付金が多発になればなるほど、これは自民党政権でも、今回の民主党政権でも、どちらの政権でもこういったような部分で、非常に多額なものになっているわけでございます。そういったような形で国民の間からはばらまきとか、そういうふうな批判も受けているような、なきしも批判を受けていることがあるわけです。こういったような中を我々が使っていくわけでございますから、その事業選定等についても、ただただ、きたからやるというふうな発想ではなくて、その事業選定については綿密なる、やはり優先度とか、いろいろな角度から事業選定を進めるべきだというふうに私は思います。そういったような、ばらまきの臨時交付金ではございますけれども、そういったような面は町当局では、事業選定に当たってはもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

**委員長（高宮一明君）**

総務企画課長。

**総務企画課長（村上久男君）**

確かにマスコミの情報等ではばらまきの交付金だというふうな情報も流れてきたわけですが、我々市町村にとっては千載一遇の交付金だと、待ちに待った、何に使ってもいいような内容の、工夫すれば何にでも使えるような、そういうふうな目的にあった形で使えるような形の交付金だということで、非常にありがたく思っているところでございます。

以前にも交付金事業、目的等いろいろご質問いただいているところでございますが、やはり町の総合計画、あるいはローリング、あるいはそれぞれ住民からの要望等、それぞれ各課ごとにまとめて要望していただきまして、この交付金の趣旨に合ったような形で、目的に合ったような形で予算配分をしたものというふうに思っているところでございます。

なお、目的等につきましては、それぞれあるのですけれども、例えば経済対策の臨時交付金ですと少子高齢化社会の対応、安全、安心の実現とか、こういうふうな目的がしっかり示されております。この中において、きめ細かな臨時交付金においても、普段町

が整備できなかつたような小さなところの基盤整備というふうなものを重点的に充てたものでございます。修繕的な内容のものも、かなり優先的に今回予算配分することができたと、普段できなかつたことに予算配分することができたというふうに思っているところでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、役場内の内部機関だけで事業選定をして、予算計上した経緯にあるというふうなことでしょうか。その辺のところも、もう少し経過を分かれば、分かりやすいなというふうに思っているところでございます。

そしてまた、役場内部だけでの、そのような議論をした場合に、各課からその事業要請を受けて、その実現率といいますか、達成率といいますか、要望を受けたのが100パーセントでしょうか。そういったような、何ていいますか、事業達成率みたいな関係については、どのような事業選定で決定なされたでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、きめ細かな臨時交付金についての、これまでの経緯といいますか、このことをお話させていただきますが、まず国の二次補正ということで、これが1月28日に決定しているわけですが、前年の12月8日に閣議決定して、そのあと具体的な方針等が示されなかつたままに期間が過ぎてまいりまして、12月の後半になりまして、やっと概要的な方針が国の方からは示された。そして、国の予算の方は、先ほど申し上げましたように、1月28日にその臨時交付金の創設決定されているという状況にございました。

そういう中で今回の内容、特徴といいますのは、総務企画課長からも申し上げましたが、今回は地域のきめ細やかなインフラ整備といいますか、公共施設のインフラ整備等が大きな今回の特徴になっておるものでございます。そういう中で、特に地域の経済の活性化という部分が、それに加えられておりまして、特にもその事業選定に当たりましては地元の中小企業、あるいは零細事業者等に対する需給の機会といいますか、このことが大きな特徴になっての臨時交付金の創設であったものでございます。

そういう中で、町の方といたしましては、今回の事業選定に当たりましては、先ほど申し上げましたように概要といいますか、国の事業に対する概要が示されたのが12月28日でございますので、そういう中に今回の事業選定に当たりましては総合計画で、先ほども課長が申し上げましたが、ローリング等で22年、23年、24年、これらについて計上されている内容等で、その趣旨に合うようなものを、ひとつは前倒しといいます



か、そういう形の中に計上させていただきましたし、それからきめ細かななどということの中で、それぞれの行政課題と申しますか、このことにつきましては、それぞれの担当課の方から、その状況等をまとめ、提出、そういうもの等も十分参考にしながら、事業の選定をしたものでございます。

そしてまた、地元の事業者と申しますか、そういう需給の機会という部分をしっかりと考慮した形の中で調整させていただいた内容でございます。そういう中には、今回の町道の整備につきましては、修繕等6事業ということでございますが、その中に改良6件、あるいは橋りょう等の改修、あるいは維持補修というようなことで、これにつきましては6路線でございますが、電柱の移設、あるいは側溝等の改修、路肩の改修、あるいはその他交通安全の、安全施設の整備ということで、これらについては4施設ほど町道に設置するというようなことでございますし、農林道の整備につきましても、林道の維持につきましては3路線、それから作業路ということで、これも今回の大きな、交付金の中でも大きく位置付けられているものでございますが、林業の振興という形の中で大きく位置付けられておりますが、作業路の2,500メートルの改良等も今回の予算に計上しているところでございます。

そのほか町有施設ということで、これにつきましては大きく捉えますと6事業ということでございますが、その中には葛巻中学校の、これまでも長く対応してこれなかった部分であります。葛巻中学校の体育館、構内の舗装、あるいは社会体育館の自動ドア、あるいは社会体育館の障がい者のスロープの整備等々、それから地域に関係する部分であります。サブセンターの9施設でございますが、外壁、あるいは玄関のドア、舗装、そのほかそういう施設の屋根の塗装工事とか、そういうもの等が大きなものになっておるものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

こういったような臨時交付金でございますから、冷えきった町内経済の刺激をしなければ何の効果もないというふうな形になるかと思えます。したがって、町内地元優先というふうなお話もありました。ぜひ国でもそのような意を持ったうえで各市町村にこのような交付金がなされているものと思われまますので、こういったような部分については、こういったような地元優先主義をまず徹底をしていただいて、それで早期の発注をしなければならないわけです。ちょうど今、年度替わりです。多分繰り越しになるかと思っておりますけれども、こういったようなさまざまな、たくさんの工事が目白押しに並んでおりますけれども、こういったような部分では早期発注についてはどのようなお考えをもっているのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

**副町長（ 觸澤義美君 ）**

今回の補正予算、先ほども申しあげましたように、きめ細かな部分につきましては総額におきまして470,000,000円ほどになっておりますが、今委員からもお話ありますように、新年度早々から順次計画的に進めてまいりたいと、このように考えておりますし、当然のことながら地元の発注ということを考えておるものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

**委員長（ 高宮一明君 ）**

ほかに。橋場委員。

**橋場清廣委員**

今の交付税に関連して質問させていただきますけども、大半というか、大部分はきめ細かな臨時交付金が占めるわけですけども、今副町長から歳出全般にわたって説明がありました。もう説明するものもないかと思いましたが、普段いろんな事業をお願いしようとする、予算さえあればいつでもできると、いつでもやりたいという、各課それぞれ声があるわけですけども、今回その予算ができたわけです。したがって、何を優先して事業を推進するか。今は経済効果を見込んで、これは大事なことです。もっと大事なものは、これまでいろんな要望、陳情、請願、あるいはいろんな形で地域の要望があった、そういったあたりを意識して今回やっているかどうか。これは非常に大事なことだと思います。したがって地域の要望に対応したものがいいのかどうか、この中で。その件を、まずお伺いしたいと思います。

それと、歳出の中に橋りょう長寿命化の工事4基というふうに説明であったと思えますけども、どこの橋りょうで、どういった具体的な内容の工事なのかお伺いします。

**委員長（ 高宮一明君 ）**

総務企画課長。

**総務企画課長（ 村上久男君 ）**

今回のきめ細かな臨時交付金の事業内容、住民からの要望についてはどうなのかというふうなことでございますが、まず基本的には町のこういうふうな事業を進める場合、あるいは計画を立てる場合、基本的には町民の要望が基本的な考え方になるものと思っておりますし、これまでもいろいろな総合計画、あるいは立てる際には町民の要望というものを大事にしてきたものと思っております。特に今回計画いたしましたきめ細かな臨時交付金は葛巻病院の屋上の防水事業と、葛巻小学校の運動場整備事業、これも当然要望があった内容ではございますが、これ以外はほとんど地元が発注できる内容のものだというふうに思っております。年次計画によりまして、あるいは修繕的なものを除きますと、ほとんど住民からの要望が基本的には基になっているものというふうに考えているものでございます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

橋りょうの工事のことについてのご質問がありました。34 ページのことかと思えますので、お答えいたしたいと思えます。橋りょう修繕計画はご案内のとおり平成21年度で計画書を策定したところでございます。15メートル以上の対象の橋でありましたが、全箇所調査いたしまして、その結果危険だから至急修繕しなさいというような橋はございませんでした。

そのようなことから、今回のきめ細かな臨時交付金を充てまして、特にも急を要することではなかったのですけれども、このきめ細かな臨時交付金の性格といいますか、目的等を有効に活用するというようなことから、その計画の中に含まれておりました3つの橋の部分ですが、毛頭沢の橋2か所、それから根地戸1か所、それから横打、馬場の橋1か所の4つの橋で、3つの部分は計画書に盛り込まれた橋でございます、1つの部分は対象にならない橋4か所を今回修繕しようとするものでございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

事業の選択ということで、さらにお伺いしたいのですけれども、議会から我々が報告会、懇談会等で得た情報、要望は流しているわけですし、また自治会からそれぞれきているものもある。そういった場合にですね、我々が大事なものは追跡調査、果たしてその要望が、請願が、陳情がその後そうなったのか。これはきちっと書面、データで捉えておくべきだろうと思えます。我々もうっかりすると質問しっぱなしで、それを追求しない場合があるので、これは議会の分は今追求するようにしているはずですが、そうではなくて、それぞれの自治会とか、団体とかから出ている要望、請願、陳情、そういったものはきちっとその後どうなっているかというものを整えておいていただきたい。あるいは、もしかしたら整えているかもしれません。その点についてお伺いします。

それと、橋りょうの件ですが、過去、以前に私長寿命化ということで質問させていただいたことがあります。危険箇所はないということは当然だと思います。危険箇所だったら、こういうふうな予算を待ってられないわけですから、これは当然危険箇所はない、当然だと思います。ただし、長寿命化ということで、県内一斉に確か調査もさせたはずだし、そういったことから確かもっと該当する箇所があったはずだというふうに記憶しているような気がしましたけれども、そこら辺危険度はないけれども、長寿命化ということからすると、まだまだ該当する橋があるのではないかと、そのような気がしますが、もう一度お尋ねいたします。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは事業選定についてということですが、その中で地域の要望といいますが、要望書とかそういったふうな部分等が組み込まれているかという趣旨のご質問でございましたが、今回の分につきましては書面でといいますか、そういう要望書等以外の、そういう部分もございますが、普段に町政懇談会、あるいは今自治会の、地域担当職員等が自治会の事務局といいますか、そういう立場の中でいろいろ対応させていただいておりますが、そういう中、あるいは議員の方々からのこういう場でのご質問等を踏まえて、それぞれの所管課の方で、そういう諸課題という部分をさらに現地も調査すべき部分は調査しながら、その課題というのは整理させていただきながら、そういう部分が順次課題の対策等が、国の対策等で講じることができるような分については、そういう部分等を参考にしながら、担当課の方でも緊急に対応しなければならない事項というようなところで整理していただきながら、総合的に判断しながら今回の整備についても、そのような形の中で進めてきたところでございます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

橋りょうの選定でございますけれども、橋りょう修繕計画につきましては、21年度15メートル以上で実施してまいりました。その結果年度途中で15メートル以下のものについても対象になるから、改めて調査をするようにというような指導がございまして、15メートル以下のものにつきましては、当町におきましては8橋ほど対象がございまして、その部分についても調査を終わったところでございます。

その結果、きめ細かな臨時交付金につきましては、この交付金の大きな性格というものに、橋りょうの修繕等も含んでくださいよというような国の指導といいますか、交付金の性格がそういうものでございました。それで、今回27,000,000円ほどお願いするものでございますけれども、橋場委員ご質問のように、今回は比較的短な橋しか予算的に計上できなかったというような事情がございまして、それで、この4橋とも数メートルの橋程度の、比較的規模の小さいものを優先的に実施したというものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

私の方から15ページ、スクールバスの整備事業があります。今日もこういう天気があります。ある学校のスクールバスは四輪駆動車ではないということで、大変ドライバ

一の方々が、やはり子どもを乗せて安全に学校と自宅との往復に使うものですが、この場合やはり私たちもちゃんと見なければならなかったのは、スクールバス等はぜひとも、こういう地域でありますから四輪駆動車であることの確認と、あとは17ページですね、地域情報化整備推進事業であります。今回地域活性化の経済危機対策と公共投資の臨時交付金などが入っておりますが、今年町が行おうとする事業分の進捗率は、こういう予算が入って、どの程度の進捗率になるのか伺います。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

スクールバスの整備についてのご質問にお答えをいたします。今回2台購入をいたしました。四輪駆動車にはなっておりません。二駆のものでございます。確かに四輪駆動車が地域的に望ましいという、当然私も検討いたしました。その対策としましては、やはりバス等は通常のトラック等と比較をして、車体がかかなり重量があるということ、それから万が一のためにはということで、当然チェーン等の整備も行っておりますので、それらで対応できるというような判断をしながら二駆のものにしたところでございます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

地域情報化基盤整備工事の進捗率でございますが、これまでも進めてきたわけですが、平成21年度本予算をもって大体13億くらいになるかと思っておりますが、13億をちょっと超えるかなと思っておりますが、平成21年度本予算をもって、この全体工事は終わるものがございます。したがって、特に地上デジタル放送、テレビ関係の放送設備等につきましても送信工事、配線工事等を年度内、22年度には終わるものがございますが、順次平成22年12月、1月ころから、地上デジタル放送につきましても試験放送等が開始されるところでございます。なお、現在この地上デジタル放送の受信していただくための同意という形で、加入のための同意書をいただいているところでございますが、現在45会場で説明をして歩いたわけですが、95パーセントの同意率となっております。もう少し頑張って100パーセントになるまで頑張りたいと思っておりますが、今月いっぱい、3月いっぱい期限となっておりますが、そういう形で情報基盤関係の工事につきましては、平成22年度工事、予算につきましては平成21年度ということで、ハード事業につきましては完了するもの、100パーセントになるものがございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

山岸委員。

### 山岸はる美委員

先ほどのスクールバスの件についてであります。スクールバスですから走行する距離は大体限られてくると思いますが、私たちだって、やはり三方を峠に囲まれておりますし、今日のような、ちょっと重たいような、またシャーベット状のようなときだって、重量があるからといっても、やはり実際に四輪駆動車ではないスクールバスを持っている方が、少し恐いとおっしゃっている状況を考えれば、予算的には少し大きくなるかもしれませんが、やはり子どもたちのためのスクールバスでありますから、そこはもう少し吟味する必要があったのではないかと伺います。

### 委員長（高宮一明君）

教育次長。

### 教育委員会教育次長（近藤勝義君）

スクールバスの問題についてお答えをいたします。当然そのような検討をいたしました。私どもも、日頃町内を走っている、峠を越えて町外に出るといふような状況の中で、四輪駆動車の効果というのは十分承知をしているつもりです。そういった観点から検討いたしました。車体が重たいというだけでは当然危ないといふようなこともあります。先ほど申し上げましたようにチェーン等の装備もいたしましたし、それから何といたしても、当然四輪駆動車になりますと、車両価格自体が1,000,000円単位で違ってくるというふうな問題もございます。そのようなことから、子どもたちの安全確保ができるということ、予算的なこと、総合的に判断をしながら決定をしたところでございます。

### 委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

### 橋場清廣委員

17 ページの地域情報化基盤整備に関連してお伺いしますが、先ほども柴田委員から質問がありました屋外告知が聞きにくい。そうした場合に、これが屋外告知への放送があったのが11チャンネルに連動するのか。それがもし連動すれば、例えば屋内にいて聞こえなくても、かなり効果といいますか、情報が瞬時に得られるのではないかなど、そこら辺のシステム上の件についてお伺いします。

それと小学校の体育館の件ですが、総務企画課長ハイスピードで説明されたので、私聞き漏らしたかもしれませんが、木造と聞いておりますけれども、具体的にどのようなシステムといいますか、構造的なもの、あるいは使用範囲、そういったものの青写真のものをお話できればと思いますけれども。

### 委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

### 総務企画課長（村上久男君）

屋外告知放送、地上デジタル放送の整備に伴いまして、各家庭にそれらが連動して放送できるのかというふうなことだと思いますが、基本的には屋外告知放送は各家庭に連動することにはなりますが、これは要するに各家庭にある程度の設備、スピーカー等の設備はしなければなりません。基本的にはできることとなっておりますが、しかしながら、全家庭ということ想定しているのではなく、平成22年度そういう難聴、聞こえない家庭等に対する、何ていいますか、対策としては、こういうふうな各家庭に対する整備はできるということでございます。現在のところ連動させる考えはありません。ただ、屋外告知放送につきましては、なかなか聞きにくいというふうなお話をいただいております。特に、こういうふうな雪降りとか、強風とか、大雨のときは、去年になりますが大雨災害等、南の方の中国地方でしたか、近畿地方でしたか、あったわけですが、やはりそういうふうな気象条件の悪いときには、ほとんど聞こえないというふうなことがあったようでございます。私たちもある程度そういうことを普段から想定しておかなければならないのかなというふうに思っております。この辺の周知等も、これからしていかなければならないと思っております。ただ、今回こういう放送設備が整備できることによって、いち早く行政からのデータ放送ということで、そういうふうな災害の情報、気象情報、あるいはそういうものにつきましては、テレビを通して皆さんに、町民の皆さんに周知できるものというふうに思っているところでございます。

### 委員長（高宮一明君）

教育次長。

### 教育委員会教育次長（近藤勝義君）

葛巻小学校の体育館、屋内運動場建設計画についての質問にお答えをいたします。

まず構造につきましては木造と、これはくずまき高原カラマツ、あるいはその集成材、地元産材を有効活用するという観点から木造でございます。面積としましては、補助対象面積、児童数等からくる対象面積は現在のものとほぼ同じ922平方メートルになるものでございますが、それを少し広め、1,196平米ほどの面積で考えております。これは、ひとつには学校教育施設としての利用であることは、文科省の補助金が入っておりますから当然のことでございますが、中心部の学校でありますので、少し学校開放型のイベント活用ができるもの、表現がどうか分かりませんが、社会体育館のような規模のものと総合センター、あるいは農協のモウモウ館で行うようなもの、その中間的なイベント等が開催できるようなスペースということで、ステージも少し広めに考えております。そのほか、現在の建物、屋内運動場を撤去して、予算に反映されておりますので、その撤去費等がございまして、現在のところを撤去しながら、学校に並行になるような並びでの建設、少し駐車場等が確保できるようなことで考えております。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

屋外告知と11チャンネルの関係をもう一度お伺いしますけども、11チャンネルは行政情報の提供、発信するチャンネルですよ、11チャンネルは。そこに瞬時にこういった災害とか、緊急的な情報というのは絶対流すべき、連動させるべきですよ。システム上でできなくはないと思いますよ。どなたか詳しい人いたら、これはできるはずだし、やらなければならないと思います。外でも風向きによっては遠い、聞きにくいというのは今課長おっしゃるとおり。室内にいると常にそうなのですよ、テレビとか、さまざまな雑音で。でも何か鳴っているなという音はする。そしたら11チャンネルがあれば瞬時に見られるのではないですか。できないですか、それは。これはものすごく大事なことですよ。我々はすぐ表に出て聞けるかもしれない。ところが、お年寄りとかさまざまな方もいらっしゃるわけですから、大体必要だと思いますけど、もう一度お伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

基本的には、そういうふうな災害情報とか、そういうことは瞬時にとはいきませんが、放送できる設備となっております。それで今年度1年間かけて、どういうふうな行政情報、サービス、いろいろな情報を流していくか、1年かけて体制整備をしなければならないこととなっております。

現在屋外告知放送、その瞬時的には、例えば葛巻分署の方で、どこで、こういう災害が発生しました。あるいは、何々分団内で火災が発生しましたということにつきましては、サイレンの吹鳴と同時に直ちに流したいというふうに考えております。ただ、行政サービス、行政放送につきましては役場の中の放送室といいますか、そこで流すこととなりますので、体制が整い次第、例えば日中であればすぐ流せると思うのですが、夜中とか、朝方とかになりますと、やはり職員が来るまでに時間もかかったりすると思います。できる範囲内で、できるだけ早い時間帯に情報を皆さんに周知するというふうなことににつきまして、1年かけて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。



(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第9号、平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

昨日国保会計の当初予算では、いろいろ質問をさせていただきました。

今日は補正予算というふうなことでございますが、特に県の貸付金の関係でお伺いしたいわけがございます。この県の貸付金、8ページ、一般会計からの2分の1相当を7,500,000円、15,000,000円の2分の1、7,500,000円を繰り入れるというふうな中身でございまして、こういったような部分では、この名称も保険財政自立対策分というふうな形での名称になっているわけがございますが、これが実際に財源内訳等については、歳出の部分では何で確認をすればいいのかなというふうに思ったわけです。今までは一般財源だけでの15,000,000円の措置になっているわけです。補正額はゼロであっても、財源内訳がこのように一般会計から繰り入れいたしますと、特定財源のその他の繰出金に私はなるような感じがするわけです。そういったような考え方はどのように思っているでしょうか。

それからまた、この県の貸付金も地方債の一種であろうと思っております。そういったような部分については、一番どの会計でも付いてくるわけがございますが、こういったような部分でも、一般会計から7,500,000円の繰り入れをしたような部分でも、この地方債の調書があれば、こういったような部分でも、またすっきりするのかなど。当初予算にはもちろん付いておりますけども、補正予算でもこういったような財源内訳がなされたような部分については、はっきりした形でそういったような調書も併せて添付すべきではないのかなと私は考えますが、どのように考えていますか。

#### 委員長(高宮一明君)

総務企画課長。

#### 総務企画課長(村上久男君)

県の貸付金15,000,000円ほど、これは公債費のところに当初予算では載っておったのですが、今回その財源として7,500,000円ほど一般会計から繰り入れるというふうな内容で、歳入の方には保険財政自立対策費7,500,000円ということで載っておりました。

ただ、この説明にもう少し、これは県の貸付金の返済に充てるものだという表示がうまくあればよかったなというふうに思っているところがございます。ちょっと、説明では県の貸付金償還金の2分の1相当分を繰り入れますよということでご説明は申し上げましたが、もう少し説明のとき、あるいは予算書編成のとき気を付ければよかったかなとは思っているところがございます。

歳出の方につきましては、これは一般財源を繰り入れて返済するものがございますので、元々一般財源を返済するというふうなことに、貸付金の返済に充てているということから、歳出の方では特に表示はなかったところがございます。

そういうようなことから、地方債につきましても、返済額15,000,000円につきましては、特に変わるものではないことから、地方債の明細につきましても今回付けなかったところがございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

受ける側の国保会計では、私は特定財源に7,500,000円は繰出金として計上すべきものではないのかなと、一般財源だけであればおかしいのではないですか。何のために7,500,000円のこういうふうな繰り入れをするのですか。その辺あたりが、文句の中で補正額の財源内訳が、特定財源と一般財源が分かれているのではないですか。当初予算では一般財源として15,000,000円計上になっています。ですから、このような繰り入れをした部分については、特定財源のその他の繰入額として7,500,000円になるのが、私は正しいのではないのかなと思いますが、どうですか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今回の補正予算6ページの中の歳出の補正財源の財源内訳のところ、今回7,500,000円につきまして、公債費のところ、一般財源7,500,000円を減額いたしまして、その他のところに7,500,000円ということでご説明してございますので、財源内訳につきましましては、これでご理解いただけるのかなというふうに思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いわゆる、ここの部分は事項別明細書、さらに、こちらの方もなっているわけですから、それはそれとして、ここに、このような形で区分しているのは分かります。そうで

なければ、ここで一般会計の負担分と国保会計の負担分、こちらの方の本当の公債費が計上されていないわけですから、そういったような部分では、こちらの方には何ら出てこなくても差し支えないというふうな考えですか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今回歳出の方に、公債費の方に、内訳として補正額の財源内訳のところに明細が、その7,500,000円分の出し入れの部分が表示がなかったというようなことでございますが、事項別明細の方になかったということでございます。今回これまで私は財源の内訳につきましても、歳出のところ6ページに掲載することで十分なのかなと思っておりました。特にこれは何かに違反するのかなどうか、ちょっと私も今後勉強させていただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

何かに違反するとか何とかというふうなことではなくて、分かりやすく説明してもらえばそれでいいのです。いいですか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

勉強いたしまして、表示の方法につきましても研究させていただきまして、今後対応させていただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時02分）

（再開時刻 11時15分）

委員長（高宮一明君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

副町長から発言の申し出がありますので、これを許します。副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど国保会計補正予算のご審議をいただく中で、県からの借入金の返済に係る公債費の件でございますが、これにつきましては今回補正額が出てこないものでございまして、その中で金額の財源内訳の部分になるわけでございますが、その表示だけの掲載ができないシステムと申しますか、そういう形になっておりまして、今回のような結果になったものでございます。これにつきましては、どうしても補正予算の補正額が出てこない分については、どうしてもシステム上、そういう処理、整理になってしまうということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

次に日程第3、議案第10号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第11号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第12号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第13号、平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第14号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

まず第1点ですが、非常に今回の一部条例改正については、我々にとっては分かりづらい改正でございます。

まず1条から3条まで項目が分かれておりますが、1点目といたしましては第1条の部分では、この週40時間勤務が38時間45分というふうに変更になるというふうなことで、15分の短縮になるわけですが、実際にこの15分が短縮になることによって、実施面でどのようなことに影響が出てくるのでしょうか。それを第1点お伺いをいたしたいと思います。

それからまた、勤務時間が若干短くなりますと、多分時間外勤務手当等の単価はどのような跳ね返りが想定されるのかですね、その辺も説明をしていただきたいなど、このように思っております。

それから、この時間外勤務の代休時間制の導入というふうなことで、これも新制度でございます。これまでなかったものだけに、この条文だけでは、私たちでは、なかなか分かりづらい内容になっておりますので、ここの条文について、もう少しかみ砕いて、分かるような形での説明をしていただきたいなど、このように思います。

それからまた、この時間外勤務代休時間の関係ではですね、この次の第2条の時間外勤務手当との関わりも出てくるわけでございますけれども、いわゆる、これは時間外勤務手当だけの問題なのか。それからまた、祝日法による、休日に勤務した場合は休日勤務を支給することに、条例の第16条ではなっているわけですが、こういったような休日勤務の部分については、これについては当たらないというふうなことでしょうか。時間外が60時間を超えた部分についてはうんぬんというふうな形になって、今までの100分の125が100分の150を支給するというふうな中身のようでございますが、この辺も定かではございませんので、この中身についてもお知らせいただきたいなど、まずその点最初に。

委員長(高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長(村上久男君)

今回の条例改正第1条関係につきましては、柴田委員からのお話のとおり、勤務時間の短縮ということで15分短縮になるわけですが、通常現在の勤務時間8時半から5時半までになっておるものですが、通常の場合15分繰り上がって17時15分まで、8時半から17時15分までの勤務時間となるものですが。

それから、時間外勤務手当の影響ですが、これは従来8時間、1日の勤務時間が8時間であったことから、これは勤務時間の時間外勤務手当の額が、この15分は単価が高くなるものではございますが、その影響は若干出てくるものというふうに思っておりますし、閉庁時間が早くなりますので、そのカウントの仕方によっては15分分詰まってまいりますので、その影響は多少出てくるものというふうに思っているところでございます。

それから、代休制度の概要ですが、今回時間外勤務代休時間60時間を超えて勤務した場合には100分の125相当部分については、時間外勤務代休時間を取得することができますよということでございます。ただ、この場合具体的にちょっとお話を申し上げますと、例えば76時間、1か月時間外勤務をした場合、60時間までは従来どおりの時間外勤務手当となるわけですが、60時間を超えて16時間部分については、この部分については時間外代休時間をとることができますが、これは100分の125相当部分について、従来より100分の125から150、175に上がった部分についてのみとることができるものですが、16時間、60時間を超えた場合には0.25、100分の25をその超えた時間に掛けまして、4時間、時間外勤務時間、代休時間をとることができるというふうに改正される、そういったものでございますし、この代休時間につきましては、併せて半日単位の取得となりますが、年次休暇等とも併せまして取得することができるというふうになっているものがございます。

それから、祝日法のところなのですが、従来休日の代休日ということで、休日に代休をとる場合、休日の代休は祝日に充ててはいけませんよということになっておったものですが、休日の代休日にはこの時間外勤務代休時間を指定した日も、その代休時間に充ててはいけませんよというふうに改正がされたところでございます。一応一通り説明させていただきます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、町当局の場合は勤務を管理する立場にあるわけですが、こういったような規定になったことによって、管理体制がどのような形に変わってくるのかですね、この勤務時間が若干短くなったことによるもの、それからまた、この時間外勤務の代休時間が、私どもから一般的に考えればややこしいような感じがするわけですがけれども、我々はそのような感じをもっております。

それからまた、条件付きなわけですよ、代休時間をとれるのが、いわゆる60時間以上というようなひとつの、その分の100分の150から100分の125を引いた分の、つ

まり100分の25分を代休としてとれますよというふうなことの理解でいいのか。そういったようなときに、現在職員の方々が忙しいときは大変一生懸命勤務しているかと思っておりますけども、これに実際に該当になってくる職員の方、その月々によっては違うとは思いますが、通常月に60時間以上の時間外勤務をやられているというふうな状態は、どのような状況になっているのかですね、その辺をお知らせいただきたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

ただいま柴田委員さんから答弁いただきましたような時間外勤務代休時間はそのとおりでございます、質問いただいたとおり、そのとおり60時間を超えた部分の100分の125についてのみ取得することができるというふうな内容のものでございます。

それから、60時間を超えた場合の時間外勤務手当の影響ですが、ちょっと21年度分を調査させていただきました。通常の場合はない。60時間を超えて超勤している職員はないのですが、ただ昨年の中選挙区選出のときにだけ2件ほどございました。通常は影響はないものというふうに思っておりますし、15分短縮にはなりますが、その中で勤務、仕事を消化していただくように、職員にも努力をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この提案説明のときの資料を見させてもらいますと、労働基準法の改正によりというふうな大原則がございませうね。そして、しかも趣旨は60時間を超えないような勤務時間をやってくださいよというふうな趣旨ではないのかなと思うのでございますが、実際に月60時間の時間外勤務をやるよといったならば、やはり、かなりきつい勤務になるのではないのかなと想定されますので、こういったような条例が施行される部分については、極力こういったような代休時間がならないような勤務システムが肝要ではないのかなというふうに思いますが、その点この条例については伺いたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

これまでの勤務実態からいたしまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、60時間を超える超過勤務手当というのは非常時、あるいは相当の何かの業務が入ったとき以外、



先ほども申し上げましたが、衆議院議員の選挙とか、そういうふうな集中的に業務を消化しなければならないとき以外は、まずないものというふうに思っておりますし、実際にはもっともっと、60 時間以内の実態となっておりますので、ご理解をいただきたいなどと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

今の時間外勤務に関連してお伺いしますけれども、10 年ぐらい前に比較すると3分の1以下ということで、その管理が非常に行き届いているといたしますか、職員の意識がきちんと整っているような気がしますけれども、そこで確認をさせていただきますけれども、例えば15分短くなる。15分というのは意識しなければ、あっという間に15分くらいは過ぎてしまう。そういった場合に今現在の時間外勤務手当の管理、申告といたしますか、付け方というのは職員からの申し出によるものなのか。あるいは管理職が事前に指示、命令して時間外勤務をさせて、そして、それをきちんと載せているのか。そのどちらを今実務的にやっているのか、その点お伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

原則の分で答弁させていただきます。基本的に管理職が勤務時間外職務命令を出すものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第15号、町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第15号、町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第16号、葛巻町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

定数条例の一部改正について、実際に町長部局153人から37人ですか、減員して116人にするというような条例内容でございまして、また教育委員会では23人が37人に増えるというふうな条例内容でございしますが、現在の町長部局の各課の実人員はどのような形になっているのでしょうか。

それからまた、教育委員会に今回保育園部門がいくというふうな形になっておりますので、それで14名ほどの増員が見込まれておりますけども、保育園関係の人数はどのような形になってくるのでしょうか。

それで各課の実員数と、この条例施行後の実際に配置のような感じになる部分、これは人事異動の絡みもあるでしょうけども、さらに、この条例の規定によって、定数規定というのが設けられているようございしますので、この定数規定ではどのような町長部局での規定になってくるのでしょうか。

それからまた、教育委員会部局も37名というふうに、かなり人数が増えてまいります。教育委員会部局でも、このような定数規定のようなものを現在も設けているのか。設けていないとすれば、設けるような形になるのか、その見通しについて伺いたいと思います。

#### 委員長(高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず平成21年4月時点の実態について、ちょっとご答弁させていただきます。

町長の事務部局は134名、議会は2名、教育委員会事務部局18名、農業委員会が2名で合計156人となっている。これが21年4月1日現在の実態となるものでございます。それで、町長部局が153人から116人になるものでございますが、これはまだ、規定の方につきましては案の段階ですが、ちょっと答弁させていただきます。まず総務企画課18人、住民会計課17人、健康福祉課17人、農林環境エネルギー課10人、建設水道課10人、葛巻病院44人、合わせて116人という形の案で現在検討しているところでございます。

それから、教育委員会部局につきましては、1課だけでございますので、定数規定を今のところ定めるということについては考えていないというところでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、あくまでも定数上ですから、多分上限というふうに解釈しておりますけれども、現在の総定数、新たなものは157人というふうに規定になりますと、これ以上のものは増えることはできないと思いますので、そうしますと今の説明を聞きますと、この157人の総数、十分定数規定の中に組み入れることができるというふうな解釈でよろしゅうございますか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず、これまでの実態から考えまして、この人員でやっていけるものというふうに考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第16号を採決します。こ

の採決は起立によって行います。議案第16号、葛巻町職員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第17号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

議案第17号につきましては、葛巻高原食品センターの使用料を軽減すると、減額するというふうなことですが、今回は高原食品だけの施設が対象になっているようですが、減額というふうな部分、そういったような部分では、何かしら他の施設との均衡はどのような感じで考えているのかなというふうな感じがするわけです。それで減額する理由、そういったようなものは、どのような考えで高原食品センターだけの使用料が減額されなければならなかったかというふうなことを伺いたいわけです。

それからまた、この高原食品センターの部分については、あくまでもこれは1日につきというふうな条件付きでの使用料単価になっているわけですが、この見直しに当たりましては、考え方としては月額とか、あるいは年額制の導入、そういったようなことも考えられなかったのか。どちらかといえば、何ですけれども、独占的な使用というふうな形になっていますので、実態に合わせるとすれば、そういうふうなことも私は月額とか、年額とか、そういうふうなことも一考ではなかったのかなという感じを持っておりませんが、いかがでしょうか。

#### 委員長 (高宮一明君)

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長 (荒谷重君)

今回の使用料の減額でございますが、まずワイン工場、それから山菜加工場でございますが、この料金を算定するに当たっては本体の建物の工場施設、それから、それに付随します備品等の取得価格、それから耐用年数等を加味してこれまで設定してきたところでございます。

そういった中で、今回は備品の部分について耐用年数が経過しておりますので、残りはワイン工場に関しては当初からの工場、それからさらには平成12年に一部増築しておりますワインセラーがございます。その部分については、まだ設備についても耐用年数が経過しておりませんので、その部分については今後の料金の算定になっているものでございます。

また、ほかの施設との関わりでございますが、ほかの施設の算定に当たっては、備品についての算入はなってございまして、すべて建物の取得と耐用年数の料金設定にな

っているものでございます。

また、今回1日当たり、さらには1年での検討はなかったのかということでございます。これまでワイン工場につきましても補助事業等を導入して、有利な事業で設置してございます。そういった中で、ある面では特定の人だけに使わせるということでのものでもないわけですが、山菜工場につきましても、そういった中で1日当たりの料金設定になってございますし、徴収につきましても、現在そういう実態での徴収をさせていただいているものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今説明を受けましたけれども、今の説明ですと高原食品センター他の施設との関わりは若干分からない部分もございましたけれども、いずれこういったような減額する部分については、他の施設との私は均衡がやはり必要なような感じがしますので、1つだけというふうな、備品があるとはいえ、その備品も全部町の方で取りそろえたものでございますので、そういったような部分については減額する部分、それからまた、場合によっては値上げしなければならない部分も使用料等にはあるわけでございますので、その分についてはですね、十分私は中身を検討されたうえでおやりになった方がよろしいのではないのかなと、このように思っております。

また、例えばこの使用料について、どこにも出てこない問題なわけでございますが、こういったような使用料を負担した分は、また町の方で、いろいろなやり繰りで、これもその分を助成措置するとか、そういったような部分もあったように伺っておりますけれども、現在はそのような部分についてはどのようになっているのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

1点目でございますが、現在は39,000円、食品加工39,000円、それから山菜加工場3,800円、1日になってございますが、これは平成12年に増築した時点で増額になってございます。その時々設備の状況によって料金を改正しているものでございます。

大変申しわけございません。2点目の質問について、もう一度お願いいたしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ワイン工場も、なかなか軌道に乗るまで大変な時期があったと思います。それで、こういったような部分では、町でもこういったような、見合ったような形で、逆にいただくのはいただく、また、これに見合った額を助成するというような形にも旧来はあったように感じておりますが、今はそういったような部分は全くなくて、独立採算だけで営業できるようなシステムになっていれば、それに越したことはないのですが、そういったような部分が、町からの助成措置とのそういったような関わり、そういったような部分もなかったのかというふうな質問でございます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。

今回のワイン工場において、こういう使用料の徴収をしたうえに、新たな形の中で、これに相当するといえますか、支援は今されていないかということでございますが、昭和63年から営業といえますか、事業開始しているわけでございますが、設立当初から約17、8年、大変厳しい状況にもあったわけでございます。そういう中におきましては、今委員さんからお話ありましたような新たな、例えば人材確保のための支援、あるいは技術的な取得をするための支援、そういったふうなもの等をした当時もございますが、今は一切そういう形はとっておりません。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第17号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第18号、農業体験交流施設条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木委員。

鈴木満委員

私から条例の中身についてお聞きします。今年はこのドームの会場で、町が一生懸命県に要請しました、県のホルスタイン共進会を招致するという事で、記念事業の一環ということでございますけども、この県の共進会につきまして、私も県内の常連の出品者から大変クレームの電話をいただいたり、あるいは関係者にも電話が来ているという話を聞いております。

やはり、どうしても今雫石の共進会場に慣れていたということで、大変交通のアクセスやら、また畜産開発公社のところは非常に水の出が悪いという話が広まっているということで、本当にその辺成功裏に終わっていただければというように思いますが、特にこの条例の中でですね、第5条においてですけども、これはつなぎ場の方の確認ですけども、指定場所以外での喫煙、または飲食とか、あるいはたき火、炊飯とありますけども、県の共進会になりますと、雫石町の審査場では前日とか2日前に牛が入る方もいらっしゃる。果たして、その出品者の方々も自分たちで夕飯を準備したりしてまして、果たして今回ですね、こういうふうに条例にさせますと、せっかく来ていただいたのに、あまりにも堅苦しいというような、非常にイメージ的にどうかと思います。ただ、公共の設備では、これから煙草等はだめだということですので、この辺も条例として、つなぎ場の方とかですね、その辺はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

#### 委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

今回の体験交流施設につきましては、子ども農村漁村プロジェクト上によって導入したところでございます。そういった中で、長年の農家の強い要望でもありました県の畜産共進会等の誘致も行いながら、有効な活用を図っていかうというものでございます。

今委員質問ありましたとおり、そういった中では県内広いわけですので、前泊する方もあると伺ってございます。とはいいいながら、当然受け入れる側としては、来ていただく以上は良い環境の中で当然共進会に従事していただきたいなと思ってございます。幸いくずまき高原牧場には宿泊施設もあるわけですが、さらには実際に実施するに当たっては簡易的な、1日なりの簡易的な宿泊できるような施設等も今後考えていければいいのかなと思ってございます。ここでは指定した場所以外という規定がございしますが、そういった部分ではある面ではその中であれば多少の自炊程度であればといえば失礼ですが、そういった部分についてはやっていただいてもいいのかなと思ってございますし、水の部分についても心配いただいているわけですが、畜産開発公社の方等も確認し、大丈夫対応できるということを伺ってございます。以上でございます。

#### 委員長（高宮一明君）

鈴木委員。

**鈴木満委員**

この条例の中にはないのですが、栗石の市場では、共進会のときは寝わら等は各自持ち帰りということになっております。ただ、今回は公社の敷地内ですので、せっかく来ていただくのですから、寝わら等は公社等で対処しますというくらいの気持ちです。向かい入れていただければというふうに思っておりますし、町長の過日の懇談会の中でも、共進会だけではなく、そういう牛乳の消費拡大にもつなげたイベント等もしたというふうに言っておりましたので、これを、ぜひ盛大にさせていただきたいのですが、特に今年は全国ホルスタイン共進会の最終審査ということで、大変出品者が、課長もご存じのように、共進会になりますと大変ピリピリムードであります。本当にそういうイベント等に出品者等は、ちょっと心がない面もあろうかと思っておりますけれども、そういう配慮等もお願い申し上げまして、要望として質問を終わります。

**委員長（高宮一明君）**

ほかに。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

22年度の予算計上になっております。補完施設も含めた、いわゆる交流施設条例なのか、まず第1点を確認をさせていただきたいと思っております。

また、この条例は施行期日は規則に委任されておまして、5月以内に開所予定というふうなことでございますが、一応目途とすれば、この開所予定は5月以内とはいえ、この予定は何月くらいというふうな目途は立っていないのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

また、この指定管理料、これは指定管理者制度を導入するようでございますけれども、この指定管理者の選定はどのような方法でやるのか。この条例の中では、この指定管理者の指定手続等に関する条例の規定によるというふうな形になっておりますけれども、例えば公募するのか。公募によらない選定方法をとるのか。この手続条例の中ではそのような方法があるわけです。実態的にどの方法で選考していくのかですね、その見通しについてお伺いしたいと思っております。

**委員長（高宮一明君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（荒谷重君）**

まず1点目の質問でございます。今回の補正で補完施設、大変失礼しました。補完施設、それから、この条例に該当、エリア等を想定しているのかということでございます。まさに、そのとおりでございます。体験交流施設、それから補完施設を一体的に管理するために、今回この設置条例をお願いしているものでございます。

なお、補完施設につきましては本年7月末を完成予定としております。そういった中での機能、あるいは利便性を高めるための補完施設でありますので、そのエリア一帯、



さらには体験交流広場等も含めての管理を想定しているものでございます。

全体的な面積は約5,000平米くらいになるものでございまして、広場につきましては建物周辺の舗装、あるいは周りには芝生広場等も想定しているものでございます。

それから指定管理についてでございますが、公の施設による指定管理の、指定手続等に関する事かと思いますが、現在くずまき高原牧場では20種類を超える体験プログラムがありまして、農業、酪農、あるいは林業、さらには食、環境、エネルギー等々の分野にもいろんなプログラムがございます。そういったことを踏まえますと、公によらない中での、先ほどもいいましたように、農村子どもプロジェクトによりまして、農林水産省、あるいは文科省、総務省が連携した中での、今回全国53か所の1か所にくずまき高原牧場が指定されておりますので、そういった中での総合的な管理をお願いできればいいのかなと思っております。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

7月くらいに完成予定というふうな形でいいですね。

それから指定管理者の選定ですが、今のような特殊事情があるのであれば、条例上にも、公募によらない選定の方法があるわけですから、初めから他には迷惑かけない。そしてまた、一番管理しやすいというふうな選定方法も私は一考ではないのかなと思うわけでございますので、この辺についても、あえて伺ったわけでございますが、公募するといっても、なかなか多分現在地のところ以外の方々については参入できないので、そういったような優位性を、初めから公募によらない選定方法で進めるというふうなものも一考ではないのかなと私は考えておりますけれども、どうでしょうか。

それからまた、この指定管理料でございますが、その予算措置はどのようにお考えになっているのでしょうか。

それからまた、この施設も22年度は岩手県のホルスタイン共進会の招致とか、そういうふうなのが予定されているようでございますが、せっかくの施設で、いろいろなイベントに使うというふうなお話は伺っておりますけれども、この施設の年間の利用計画、そういったような部分についてはどのようになっているのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

指定管理につきましては、建物が7月末を目途に完成予定でございますので、後ほどまた委員の皆さんの方に提案させていただきたいと思っております。

なお、今後の利用計画でございますが、先程来話あります、今年度は岩手県畜産共進会の県の大会、または町の共進会、これまで江川の会場でやってございますが、町の共

進会、さらには新たに和牛の共進会もそこで開催する予定となっております。これは和牛農家さん等の要望にも応えながらになってございますし、さらには和牛農家さんでは毎年2か月に1回なり、検定事業をやってございますが、そういった際の利用する場所、さらには畜産開発公社が、かなりのイベントを行っているわけでございますが、こういった場合の屋台村、あるいは本来の、先程来話があります体験交流の際の使用等を想定しているものでございます。さらにはJAさんからもいろんな形での、こんな形で使わせてくれないかというような要望もございます。JA新岩手の東部営農センター内、岩手、玉山がそのエリアでございますが、その中でいろいろなイベントもございますが、その際も使わせてくれないかというような話もございます。そういった部分でも当然積極的に利用していただければいいのかなと思ってございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

手続きの関係でございますが、先ほど、この条例の中に公募、あるいは公募によらないという部分の、明確にするべきではないかというご意見のご質問もございましたが、この手続きにつきましては、指定管理手続条例のところで、公募、あるいは公募によらないというような方法で選定していくというようなことになっておりまして、この規定におきましては指定管理者制度によって進めていきますよということでございます。

したがいまして、先ほど農林環境エネルギー課長の方から申し上げましたが、この施設の目的、そしてまた、畜産開発公社といいますか、が取り組んでいるくずまき高原牧場を活用しての各種体験等々から勘案した場合に、公募しないで、そういう畜産開発公社の方で一体的に進めていくことによりまして効率性、あるいは効果も大きいものと、このように考えておりまして、そういう方向で進めてまいりたいと、このように考えているものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

指定管理者の選定方法の方向性については分かりました。

それで、利用計画でございますが、いろいろ作る際には立派な計画ができなければ、こういうふうな施設は整備されないわけではございますけれども、この作ったあとの利用計画などもきちっと利用が促進され、おおいに活用されるような指導力を発揮していただきたいというふうなことを申し上げて、私の質問を終わります。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第18号、農業体験交流施設条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため1時30分まで休憩します。

当局の方では継続してやった方がいいということでもありますので、委員長の判断に任せていただきたいというふうに思いますので、休憩をせずに、さらに継続したいと思いますので、よろしく願います。

次に日程第12、議案第19号、町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第19号、町道路線の廃止に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に日程第13、議案第20号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

この道路の認定につきまして、この中身については恐らく改良とか、それぞれの要望がありまして、このように認定されるものと思いますが、この中身について、よろしく願います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

今回町道としてお願いしております上前里線でございますが、主要地方道路の整備の際に旧道として残っておった区間があります。道路沿いには家が点在しまして、この道路は唯一の生活道路として重要な路線でありますので、町道として管理をしていくことが望ましいと判断して、今回お願いするものでございます。

次の長路2号線でございますけれども、現在は農道として管理されておりますが、当馬淵地区は土石流等の危険箇所指定されるなど、災害が発生した場合には周辺の23戸等が被害になることが予想されておるものでございまして、唯一の生活道である町道が被害を受けると、こちらの町道を整備して、それらの路線の避難路、あるいは物資供給路として重要な路線となるものでございまして、今後町道として管理しようとするものでございます。

次の小田上ノ橋線でございますが、先ほど小田川戸線とダブる路線でございまして、小田川戸線を廃止といたしまして、その部分、既存の町道部分を含めまして、新たに県道にぶつかる部分までの延長1,758メートルを小田上ノ橋線として認定をお願いするものでございます。

次の鰻沢中線でございますが、本道は22年度に山のみち地域づくり交付金事業が導入されるものでございまして、議案第19号で町道の部分を廃止いたしましたので、そして鰻沢線の分岐点になっている部分があるのですが、その町道等を管理する部分については残して町道として管理したいと、いわゆる中線として管理したいというものでございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

一番上の上前里の分でございますけれども、これは場所が私はピンとこないわけでございますけれども、水上線なのか、今の国道沿いの橋の元県道の道路の部分なのか、そこをお願い申し上げます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

県道の手前の場所、こちらからいきますと左側にあった旧道の部分でございまして、延長が140メートル、幅員が2メートル、一部3メートルのところもございまして、そ

の路線でございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

やはり、その方々の、元の県道でございますけども、やはり今までも雨が降ると大変だという苦情を聞いておりますが、やはり町道として認定をされるということについては、恐らく地元としても期待があろうかなと思っておりますが、できるだけそのような工事を、皆さんの意見に対して進めていければなと思っておりますが、この点をどのように考えていますか。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

ご質問のように地元からも要望がございます。それから、まだ県道の当時につきましても要望したというようなことがあるようでございまして、実際工事に取りかかろうと計画もいたしました。一部地権者から了解を得られない状態でございますので、今後とも了解を得られるような形で進めていければなというふうに考えておるところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第20号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に日程第14、議案第21号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

**橋場清廣委員**

今回の指定管理者の指定に当たって、公募したのか、そうではない方法をとったのか、その件についてお伺いします。

**委員長（高宮一明君）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（野頭諭君）**

葛葉荘の指定管理者の公募に関する質問でございますけども、これにつきましては平成21年12月7日に指定管理者の選考のための募集を、それぞれ老人ホームの管理、あるいは運営能力を有する町内の2業者ということで、社会法人誠心会と医療法人敬仁会の2社に指名をした形での公募をしたところでございます。なお、申請書の申込については22年1月15日ということになされたものでございます。

併せて、その後の申請書類の経過についても答弁させていただきますけども、この中で誠心会の方からは1月7日付で申請書の提出がありました。それから敬仁会の方からは、理事長の方から口頭で辞退したいというふうな話もあったのですけども、書面での、正式な書類での提出をお願いしたいということで1月11日付で辞退の申し入れがありました。以上でございます。

**委員長（高宮一明君）**

橋場委員。

**橋場清廣委員**

この福祉施設を指定管理する場合の、この2つの業者と今おっしゃいましたけども、福祉法人ですね。1つには職員が派遣されています。これは副町長か町長にお伺いしたいのですけども、客観的に見て職員が派遣されている医療法人、されていない医療法人、この2つが公募した場合に、さまざまな情報、あるいは客観的に見て、もうだれもが、どちらが優先されるか、どちらかだろうと大体想像できますよね。本来はこういう職員が派遣されている、されていない、これは非常に好ましくない。これは多くの町民もこの件については微妙に感じていますよ。したがって、運営上職員でなければ、あそこはできないのかどうか。そうではなくて、やはり同じ体制にしたうえで公募する。そして、辞退するようなことは自由だと思います。いろいろ考え方があつた。ただし、表面的な体制がそうなのです。したがって、この辺は少し誤解を招きかねません。一番当初もそうだったのです。当初なんかは典型的なものですよね。全然手順の関係で間に合わなかったですから、最初は。したがってそういうことではなくて、今整ったうえで、やはりやるべきだと思いますので、それが誠実性に伝わりますよ。副町長か町長か、その辺ちょっとお伺いしたい。いつまで職員を派遣するような体制を続けていくのかどうか、これをお伺いします。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今町の方からいつまで職員を派遣する考えかということでございますが、町の方からといいますか、誠心会の方の役員会といいますか、理事会等におきまして、町の方から派遣してほしいという、その要請に基づきまして、町の方といたしまして派遣をしているものでございまして、うちの方から派遣しますという、任命権者は向こうなわけでございますし、施設の運営管理上そういう考え方が理事会の中で決定されて、町の方に要請があって、町がそれに応えているという状況であります。

それから指定管理の関係でございますが、町から派遣されているから、そういう中で、例えば今回は辞退ということになっておるわけでございますが、正式に諸手続きと申しますか、されますと、ひとつの基準、いわゆる基準がございまして、それに基づいた審査を行いながらの最終的な決定となるものでございまして、始めから、職員を派遣しているから誠心会に決定しているのではないかというようなことなわけでございますが、決してそういうことではございませんで、ひとつの審査手続きがございまして、それに基づいて審査をしながら決定するという内容になっているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

当然職員が派遣しているから優先して決めたと、それはないでしょう、当然。ただし、外見的に、客観的にそういうふうに見られてもおかしくはないですよ、この体制がある限り。したがって、私は要望、誠心会の役員会で要望されたとはいえ、そういったことを考えれば、応じなくてもいいのではないかと。人材を見つける協力、情報提供はしても、職員を派遣するということは私は決していいことではないような気がします。開設して間もなくならまだしも、もう一人歩きしているわけですし、しっかりと運営されています。職員を派遣する理由はない。それよりも同じような、客観的に町民から公平に見られるような体制づくりをした方が私は今の、今のといいますか、役場としては正しい姿勢ではないのかなと。今どうこうということも無理かと思えます。それは誠心会と話し合ったうえで、今後十分に検討していただきたいと思えます。その点についてもう一回お願いします。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

**健康福祉課長（野頭諭君）**

葛葉荘の今後のあり方についてのご質問だと思いますけども、葛葉荘の今後のあり方につきましては、社会福祉施設等の在り方検討委員会のひとつの重要なテーマとして、これまで取り組んできたところでございます。

その中で、11月13日に最終的に報告書をまとめたところでございますけれども、いつまでも町が設置した形が望ましいのかという議論の中で、理想とするのは民設民営が望ましい運営形態になるだろうというふうな前提があったわけですが、検討会の中でいろいろ議論したわけですが、養護老人ホームの設置及び運営に関する基準が平成18年4月1日の改定の部分で、いわゆる新しい基準が設定された時点で、教室については原則1人1部屋というふうな基準があるわけですが、現在2人部屋、あるいは4人部屋ということで、新たな基準になっていないというふうな部分がございます。

したがって、当面町が、現在設置しているところが継続して実施する場合は経過規定で許されると、ただし民間にすべてやる場合は、新たな設置基準で設置が必要であるというふうな見解がなされておまして、今回の指定管理についても、理想的には民設民営という部分がございますけども、引き続き今のような形で、指定管理の方式でやらざるを得ないと、民間にいく場合は新たな、新しい施設基準に該当しなければならないというふうなハードルがありましたので、そういうふうな今のような形でお願いをするものでございます。

いずれ、民間へ移管していくという方向性については、今の公設民営でもかなりのメリットはあるわけですが、将来的にはそのような方向性にもっていった方がよろしいのではないかと、そういうふうなまとめ方をしたところでございます。以上でございます。

**委員長（高宮一明君）**

ほかに。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

今の橋場委員の質問の中にも出てきましたけれども、旧措置時代と、今平成12年から介護保険がすでに始まっているわけです。ですから、旧措置時代であれば今のような感覚でもいいのですが、もう介護保険が始まって、もう独り立ちしなければならない時代なわけですね。ですから、そういうふうな部分については独り立ちさせるような工夫をするのも、私は町の一考ではないのかなと、私はそのように考えております。ですから、職員派遣についてはもう少し、やはり自立していただくような体制づくりを指導したり、求めたりしなければ、そちらから言われたからうんぬんというふうなことではなくてですね、もう少し指導力を発揮していただきたいなど。

次に移ります。この老人ホーム葛葉荘に係る指定管理については、他の指定管理者を定める1年前に強引に、私から言わせれば強引に指定管理を議決して、このような制度に移行していった経緯があるわけですが、もう少し検討したらいいのではないかなとい



うふうなことも振り切って、そのような経過がございます。そういったような観点からも申し上げたいわけですが、一回この指定管理をやりますと5年間、その指定管理者にとどまって一生懸命管理してもらおうというふうな形になるわけがございます。そういったような部分については、町直営の時代と今回指定管理者5年間すでに経過しようとしているわけですが、比べてみた場合、利用者サービスはどのように向上したのか、変わったのか。どのように分析されているのかですね、そのあたりをちょっとお聞きいたしたいと思います。そしてまた、例えばこの指定管理に当たっては、現在入所されている利用者の方々からの評価等の調査も実施されているのかどうか、その辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

法人がそれぞれ自立した形での指導というものについては、今後とも強力な指導力を発揮しながら、していかなければならないというふうに考えてございます。

なお、利用者サービスの観点について調査等を実施しているのかというご質問でございすけれども、これにつきましてはさまざまな項目によりまして、利用者の満足度調査、あるいは利用者の苦情等に速やかに対応しているのか。あるいは入所者の処遇改善に努めているかなど、これらの観点に基づきながら利用者のアンケート調査も実施したところでございます。

必要な介護支援について満足しているかについては、90パーセントの方々が満足していると、不満は10パーセントと。なお50人の定員の中で25の方々から回収をしたものでございます。あるいは給食についての満足度については95.2パーセントの方々が満足、不満は4.8パーセント。あるいは医療機関などに速やかに対応してもらえるのかという部分については、同じように20人の方、95パーセントの方がすぐ対応してもらっているというふうなことでございます。あるいは生活支援、あるいは行事内容、相談支援、それらについては、生活支援については81パーセントの方が満足、不満は19パーセントと。あるいは行事については90パーセントの方が満足しているというふうなアンケート調査になってございます。ただ、施設が老朽化している部分がございますので、くつろげる場所、あるいは4人部屋で、困ったときに1人でいたいというふうな部分については、施設上の問題としてあるのかなというふうに思います。

いずれ現時点での運営については、それぞれ直接町の職員が実施したときよりは、専門的な職員、介護福祉士等、それぞれの資格を有した方々が介護に当たっているというふうな部分では、公設民営でもそれなりの評価ができるのではないのかなというふうに考えております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

## 柴田勇雄委員

満足度調査なども実施したうえで、だいたい90何パーセントかの、評価が良いというふうな話なようでございますから、その点については安心をいたしました。

ただ、葛葉荘の部分については大変老朽化しております。しかも2階建てという特殊性もございます。こういったような部分では、非常に入所利用者については事故等も本当に私は心配しております。そういったような事故のないような、やはりシステムでなければ、この指定管理者の方々も大変だろうと思っておりますので、施設内での事故防止についても十分留意されるような指導力を発揮していただきたいなということで、私の質問を終わります。

## 委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第21号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

当局の方々は、退席しても結構です。

（閉会時刻 13時00分）